

二戸保健所長告示第1号

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条第3項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成19年5月11日

二戸保健所長 生 田 孝 雄

1 居宅療養管理指導

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0313110280	岩手県立伊保内病院	九戸村大字伊保内第7地割35番地1	平成19年3月31日

2 訪問看護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0313110280	岩手県立伊保内病院	九戸村大字伊保内第7地割35番地1	平成19年3月31日

3 訪問リハビリテーション

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0313110280	岩手県立伊保内病院	九戸村大字伊保内第7地割35番地1	平成19年3月31日